

【資料5】基本協定書案に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所		質問	回答	
		頁	項			
1	逸脱提案事項の訂正等	1	第3条	合理的な裁量により協議事項を決すとございますが、合理的な裁量とはどのような意味かご教示願います。	病院機構及び落札者の協議において合意に至らない場合に、病院機構が裁量により決定しますが、かかる裁量は、病院機構の全くの自由な裁量に委ねられているわけではなく、一般的に見て、合理的といえる裁量でなければならないという趣旨です。合理的といえるかどうかの判断は、個別ケース毎の判断になります。	
2	事業契約の締結	3	第7条	1 (2)	本条により甲が提示条件を変更した場合、当該変更により乙またはSPCに発生する増加費用は契約金額の調整等により甲にご負担いただけるものと理解します。ご確認ください。	お示しのとおりです。なお、この変更は事業契約の締結後に行われ、契約金額の増減による調整が行われることとなります。
3	事業契約の締結	3	第7条	3	乙は、協議に当たっては「審査委員会及び甲の要望を尊重する」とあります。これに関し、まず前提状況として、既に乙の提案内容が少なくとも逸脱提案となっていない上での協議が行われている状況と理解します(逸脱提案であれば第3条の問題となります)。そうすると、当該「要望」とは、既に提示条件の範囲におさまっている乙の提案内容に対して、更になんらかの「要望」がなされている状況ということになります。このような状況で、「要望」を尊重した結果、乙に追加費用が発生し、それを乙が負担するというのは乙に過度な負担を強いるものであると思われれます。したがって、このような「要望を尊重」する義務は、乙またはSPCに追加費用が生じないかぎりにおいて遵守されるべき義務であると理解いたします。ご確認ください。	第7条第3項は、乙の提案内容が逸脱提案となっていないことを前提としつつ、事業契約締結のための実際の協議の中において、提案内容ではカバーされていないような詳細な事項が判明したような場合に、できる限り審査委員会及び甲の要望を尊重するものとする趣旨の規定です。審査委員会及び甲の要望を尊重する結果、乙に追加費用が生じるような場合には、かかる点も含めて、甲及び乙の協議の中で考慮されることになると考えられます。
4	事業契約の締結	4	第7条	7	「乙又は本件SPCの都合により本件事業契約を締結しないとき」とは、乙またはSPCが(i)落札後に恣意的に逸脱提案をおこなって条件を変更したり、(ii)信義即上許容されないような一方的条件変更を行ったり、(iii)故意に交渉を遅らせたり、というような一方的かつ社会通念上非難されるべき事由により契約不成立であったような場合を指すものと理解します。よって、甲乙が信義誠実にしたがって契約交渉をしたにもかかわらず、落札後に発生したまたは露顕した見解・条件の相違が埋まらなかったために契約締結に至らない場合を含まないと理解します。ご確認ください。	ご質問の「甲乙が信義誠実にしたがって契約交渉をしたにもかかわらず、落札後に発生したまたは露顕した見解・条件の相違が埋まらなかったために契約締結に至らない場合」でも、乙が重大な過失により要求水準の解釈を誤解していた等、乙又は本件SPC側に契約締結に至らない要因があるような場合には、本条項に該当する可能性があり、個別ケース毎の判断になります。
5	事業契約の締結	4	第7条	7	「乙または本件SPCの都合により本件事業契約を締結しないとき、」とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。	本件事業における落札者の一方的な都合により事業契約を締結しない場合等を想定しています。
6	事業契約の締結	4	第7条	10	10項の解釈について、平成19年5月1日付質疑回答にて「本件SPC及び本件SPCから委託を受けた者又は請負った者の履行保証までを落札者に負担させる趣旨ではない」とのご回答がありますが、10項の条文のままであると、ご回答いただいた内容を総括しても、落札者が本件について履行保証以外の無限責任を負うものと看做される可能性が高いため、応募検討の大きな課題となると考えます。民間企業の事情をご理解戴き、ご回答いただいた「落札者が本件SPCの出資者であるという観点から落札者が責任を負担すべき社会通念上考えられる合理的な範囲における責任」について、具体的定義を賜りますよう、お願い申し上げます。	平成19年5月1日付けでご回答したように、本件SPC及び本件SPCから委託を受けた者又は請負った者の履行保証までを落札者に負担させる趣旨ではありません。

【資料5】基本協定書案に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所		質問	回答
		頁	項		
7	事業契約の締結	4	第7条 1 1	申請などの手続き業務は本事業に伴い必要となる各種申請及び届出業務である旨、業務要求水準書15頁に規定されていますが、施設整備業務以外に、維持管理・医療関連サービス業務を実施する上でも所轄保健所等への届出などが必要となります。本項の「担当企業名」欄は、SPCから業務を委託または請負わせる企業であって、各種申請、届出を行なう企業の全てを記載することが必要でしょうか。	維持管理・医療関連サービス業務を始め、本事業においてPFI事業者が行う業務に関連して病院機構が行う申請や届出などへの支援は、業務要求水準書3頁、I第2の2(8)申請業務の支援を指します。本条項に示す「申請などの手続き業務」とは、業務要求水準書15頁に示す、施設整備関連業務に関連して事業者が主体となって行う申請等の業務を指しており、「担当企業名」欄には、実際に業務を行う企業を記載する必要があります。なお、業務水準書の関連箇所について訂正します。[別紙1]を参照してください。
8	株主間契約等の締結	5	第10条 1	12月下旬に予定されている基本協定締結後、本条項にもとづき契約内容を病院機構殿に対して提示し、同契約案の規定内容に対して病院機構殿から変更要請等が成された場合、落札者側企業間による再協議及び契約修正に関する機関決定に伴う一定の日程が必要であると考えられますので、機構殿による確認期間についてご配慮いただきます様お願い申し上げます。	ご意見として承ります。
9	株主間契約等の締結	5	第10条 1	07年05月01日付の基本協定書に対する質問回答No.441において「株主間契約等の締結に当たっては事前に契約内容を提示」とありますが、株主間協定の締結には、各株主の調整等に相当時間を要するものと考えられる為、予め病院機構においてご確認されたい事項を明示いただき、株主間協定とは別に機構が満足する内容及び形式にて提示させていただくことは可能でしょうか。	病院機構が満足する内容及び形式の株主間契約が効率的に締結されるように、病院機構から一定の内容を提示する等の方法も、場合によっては、検討します。
10	協議	7	第13条	合理的な裁量により協議事項を決するとございますが、合理的な裁量とはどのような意味かご教示願います。	病院機構及び落札者の協議において合意に至らない場合に、病院機構が裁量により決定しますが、かかる裁量は、病院機構の全くの自由な裁量に委ねられているわけではなく、一般的に見て、合理的といえる裁量でなければならぬという趣旨です。合理的といえるかどうかの判断は、個別ケース毎の判断になります。